

串木野黒潮定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、九州硬式少年野球協会九州南部地区連盟所属串木野黒潮（以下団体）と称し、通称串木野黒潮と呼ぶ。

(事務局)

第2条 本団体の事務局は、代表が定めた場所に事務所を設置する。

(目的)

第3条 スポーツを愛好する少年少女に硬式野球を通じ、心身の錬磨と規則を重んずる明朗な社会人としての基礎を養成し、郷土を愛し、次代を担う少年少女の健全な育成を目的とする。（連盟規約）

(組織)

第4条 九州硬式少年野球協会に従い組織する。

第5条 本団体は、小学部及び中学部2部制とし、合わせて1団体とみなす。

第2章 選手

(選手の義務)

第6条 本団体は、小学2年生より中学3年生までの少年少女とし、チームプレーの融和とスポーツマン精神を涵養しうる者とする。

(休会)

第7条 やむを得ぬ理由により長期間、本団体の活動に参加できない選手は、指導者の承認を得て休会することができる。ただし休会中の団費は、これを免除しない。

(選手の失格)

第8条 選手が次の各号の1つに該当する時は、役員会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本団体の目的遂行に反する行為がある時。
- (2) 本団体の秩序を乱す行為のある時。
- (3) 参加義務を履行しない時。
- (4) 少年らしからぬ行動をとった時。

第3章 保護者役員

(役員の様職名)

第9条 本団体の役員は、次の通りとする。

代表	1名
副代表	1名
顧問	若干名
保護者会長	小、中各1名
監督	小、中各1名
コーチ	小、中各2名
マネージャー	小、中各1名